高石市 子ども・子育て会議

中間期の見直し

平成 29 年度



平成29年度 高石市子ども・子育て会議次第

日時 平成30年1月26日(金) 午前10時00分から 場所 高石市役所2階 正庁大会議室南

- 1. 開 会
- 2. 委嘱状の交付
- 3. 委員、事務局の紹介
- 4. 会長、副会長の選出
- 5. 会長の挨拶
- 6. 案 件
 - (1) 高石市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しの概要と人口推計の見直し について
 - (2) 教育・保育の見込み量・確保方策の見直しについて
 - (3) 地域子ども・子育て支援事業の見込み量・確保方策の見直しについて
 - (4) 高石市子ども・子育て支援事業計画における施策の報告について

【配布資料】

- 資料1 次第
- 資料2 高石市子ども・子育て会議条例
- 資料3 高石市子ども・子育て会議委員名簿
- 資料4 高石市子ども・子育て会議傍聴要綱
- 資料 5 中間見直しの概要と人口推計の見直しについて
- 資料6 事業の見込み量・確保方策の見直しについて
- 資料7 施策の報告について
- 資料8 高石市子ども・子育て支援事業計画(平成27年3月)冊子

○高石市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 10 月 3 日 条例第 20 号

改正 平成 27 年 12 月 16 日条例第 28 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第 1項の規定に基づき、高石市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。 (所掌事務)

- 第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。
- 2 会議は、前項に規定する事務に関し、市長及び教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

- 第3条 会議は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 児童福祉又は学校教育の関係者
 - (3) 公共的団体の関係者
 - (4) 市民のうちから委員として市長が適当と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は、失職する ものとする。

(会長及び副会長)

- 第5条 会議に、会長及び副会長各1人を置き、会長は委員の互選により、副会長は会長 の指名によりこれを定める。
- 2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務 を代理する。

(会議)

- 第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が招集する。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、教育委員会教育部において処理する。

(平 27 条 28·一改)

(補則)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。ただし、議事の手続きその他会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則 (平成 27 年 12 月 16 日条例第 28 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

高石市子ども・子育て会議委員名簿

(順不同)

所属・役職等		丑	.13		名
学識経験者	畠	中	宗	_	
学識経験者	中	西	利	恵	
学識経験者	清	水	益	治	
公立保育所所長	新	里	恵	子	
私立認定こども園園長	土	師	_	仁	
公立幼稚園園長	松	村	香	子	
私立認定こども園園長	倉	本	富	美	子
公立小学校校長	末	本	裕	喜	
民生委員 • 児童委員協議会	JII	村	千	春	
社会福祉協議会	Щ	崎	雅	雄	
事業者	隈	元	英	輔	
保護者	中	谷	智	美	
保護者	倉	田	美	奈	子
保護者	東	野	悦	子	

高石市子ども・子育て会議傍聴要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高石市子ども・子育て会議条例(平成25年条例第20号)第8 条の規定に基づき、高石市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)の傍聴に関 して必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

- 第2条 会議は原則公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、会議の議長 (以下「議長」という。)が会議に諮り、公開しないと決定したときは、この限りで はない。
 - (1) 高石市情報公開条例 (平成 12 年高石市条例第 19 号) 第7条及び第8条各号に 該当すると認められる情報について審議等を行う場合
 - (2)会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる場合

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、別に定める運用基準に基づく決定を受けた後、 係員の指示によって傍聴席に着かなければならない。

(傍聴者の定員)

第4条 傍聴者の定員は10名とする。

(傍聴の禁止)

- 第5条 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。
- (1) 容儀を乱し、又は酒気を帯びていると認められる者
- (2) 審議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
- (3) その他議長が審議運営に支障をきたすおそれがあると判断した者

(傍聴者の遵守事項)

- 第6条 傍聴者は、次の各号を遵守しなければならない。
- (1) 定められた場所以外に立ち入らないこと。
- (2) 静粛を守り、私語及び談笑をしないこと。
- (3) 傍聴席において録音、撮影等をしないこと。
- (4)飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) 委員の言論に対し批判を加え、賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
- (6) その他会議の妨害となる行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第7条 傍聴者は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければ ならない。

(係員の指示)

第8条 傍聴者は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 議長は、傍聴者がこの要綱に違反したと認めたときは、直ちにその者の傍聴を禁止し、退場を命ずることができる。

附則

この要綱は、平成25年11月19日から施行する。

高石市子ども・子育て会議における傍聴に関する運用基準

- 1.会議の開催日程は、原則として開催日の1週間前までに高石市行政資料コーナーに掲示する。
- 2. 傍聴者の受付は、会議開催 10 分前から開催時間までとし、傍聴希望者は、受付簿 (別紙様式) に氏名、住所を記載する。
- 3. 傍聴希望者が10名を超えたときは、抽選により傍聴者を決定する。



中間見直しの概要と

人口推計の見直しについて

TAKAISHI CITY

◆中間見直しについて

(1) 見直し実施の背景

高石市子ども・子育て支援事業計画(以下、「事業計画」という)は平成24年8月に制定された子ども・子育て支援法に基づく法定計画として、高石市子ども・子育て会議における議論を経て、平成27年3月に策定されました。

策定にあたっては、子育て世帯に対するニーズ調査を実施し、幼児期における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する潜在的な需要も吟味した量の見込み(需要量)を算出するとともに、算出された需要量に対応するための確保方策(供給量)を定め、教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する計画としました。

この事業計画は平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間と定めていますが、国からの指針により、定期的に計画の進捗状況を点検するとともに必要に応じた見直しを行っていくこととしています。

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針 (内閣府告示第 159 号平成 26 年 7 月 2 日告示)により

本市においても、放課後児童クラブで小学6年生までの児童の受け入れをはじめたことや認定こども園に移行したこと、病児対応型保育の開始等、子育て環境が大きく変わることから、この度中間見直しを実施することとしました。

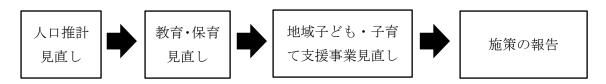
平 成 22年度	平 成 23年度	平 成 24年度	平 成 25年度	平 成 26年度	平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29年度	平 成 30年度	平 成 31年度
				$oxed{\Box}$					
高石	市次世代育	育成支援行	亍動計画 (1	後期)	高		・子育です 更に応じ見		上画
				V		(見直し		V

(2) 見直しの内容

最初に、事業計画策定時における平成30年・31年の児童人口(0歳~11歳)の推計値について、直近(平成27年~29年)の実績を踏まえて見直しを行いました。

それとともに、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の各事業のうち、その需要量や供給量が直近の需要量や供給量と大きくかい離していることが明らかになった事業については、必要に応じて児童人口(0歳~11歳)の見直し結果や実績値を踏まえ、需要量を再計算しました。

<本会議の流れ>



(3) 中間見直しが必要だと考えられる事業

●実績値と計画策定時の見込量に大きな乖離がある場合において、見直しを行う。

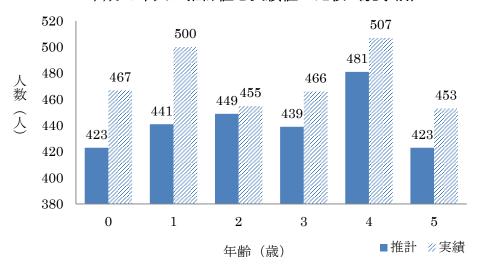
事業名	中間身	見直し	担当課名
事 耒 名	行う	行わない	担目硃石
幼児期の学校教育・保育			子育て支援課
教育施設 (幼稚園等)			丁育(又按硃
幼児期の学校教育・保育			子育て支援課
保育施設 (保育所等)	O		丁月 (又)坂床
利用者支援に関する事業	0		子育て支援課
時間外保育事業		0	子育て支援課
放課後児童健全育成事業		0	こども家庭課
乳児家庭全戸訪問事業	\circ		地域包括ケア推進課
養育支援訪問事業	\circ		こども家庭課
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	\circ		こども家庭課
地域子育て支援拠点事業	\circ		子育て支援課
一時預かり事業(幼稚園における在園児を		\circ	子育て支援課
対象とした預かり保育))] 自《义·及咏
一時預かり事業(上記、幼稚園型を除く)			子育て支援課
	O		こども家庭課
病児・病後児保育事業		\circ	子育て支援課
			こども家庭課
ファミリーサポートセンター事業 (就学児)	0		こども家庭課
妊婦に対して健康診査を実施する事業	0		地域包括ケア推進課

◆人口推計の見直しについて

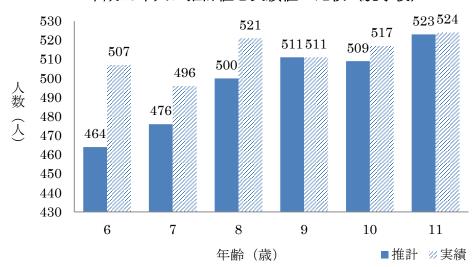
(1) 平成29年における当初推計と実績の比較

<傾向>平成 29 年で比較を行うと、0 歳児、1 歳児、また 6 歳児において、実績値と推計値が約 10%程かい離しており、実績値の方が大きくなっています。

平成29年人口推計値と実績値の比較(就学前)



平成29年人口推計値と実績値の比較(就学後)



○平成27年~平成29年における推計と実績の比較

<傾向>平成28年より、全体として、実績値が推計値より大きくなっています。

【事業計画当初推計】

年齢 平成27年 平成28年 平成29年 小計 小計

【実績】

年齢	平成27年	平成28年	平成29年
0	429	481	467
1	466	446	500
2	494	465	455
3	439	497	466
4	482	444	507
5	499	489	453
小計	2809	2822	2848
6	518	502	507
7	516	515	496
8	517	515	521
9	520	520	511
10	560	518	517
11	602	552	524
小計	3233	3122	3076

(2) 見直しの方法

人口推計に関しては、平成 29 年実績と、当初推計時における人口の変化パターン を利用し、平成 30・31 年の児童数を再計算します。

(参考) 人口の再計算に関して

(例) 平成30年における1歳の推計値を再計算する場合

(平成30年1歳の当初推計値÷平成29年0歳当初推計値)×平成29年0歳実績

(3) 人口推計の見直し案

【事業計画当初推計】

年齢	平成 30 年	平成 31 年
0	412	403
1	427	414
2	434	420
3	437	422
4	430	430
5	475	423
小計	2615	2512
6	413	463
7	461	408
8	473	457
9	498	471
10	512	497
11	509	513
小計	2866	2809

【見直し案】

年齢	平成 30 年	平成 31 年
0	455	445
1	471	457
2	492	464
3	443	478
4	456	436
5	501	449
小計	2818	2729
6	442	488
7	504	437
8	493	499
9	519	491
10	512	518
11	517	513
小計	2987	2946

資料6



事業の見込み量・確保方策の

見直しについて

TAKAISHI CITY

◆教育・保育施設及び地域型保育事業の見直しについて

(1) 見直しの要否の基準

国の基本指針においては、「法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当該認定区分に係る量の見込みと大きくかい離している場合には、計画の見直しが必要となる。」とされており、支給認定ごと(3号認定については、0歳児と $1 \cdot 2$ 歳児ごと)の子どもの実績値が、市町村計画における量の見込みよりも10%以上のかい離がある場合(実績値/量の見込み ≤ 90 %、110% \leq 実績値/量の見込みとなる場合)には、「大きくかい離している場合」に該当し、原則として見直しが必要となります。

また、10%以上のかい離がない場合についても、状況に応じ「大きくかい離している場合」に準じて、見直しを行うものとなっております。

【見直し案の計算方法】

年齢別の人口変化率と最新の実績を利用し、平成30・31年の児童数等を再計算しました。

【参考】平成28年度を基準とした人口変化率(「保育」の見込み量算出に利用)

	H30	H31
0 歳	0.946	0.925
1歳~2歳	1.057	1.011
3歳~5歳	0.979	0.953

【参考】平成29年度を基準とした人口の変化率(「教育」の見込み量算出に利用)

	H30	H31
3歳~5歳	0.982	0.956

(2) 認定区分ごとの受給量の見直し

① 教育の実施/幼稚園・認定こども園(幼稚園部)

┌【現 況】────

対象年齢:就学前児童(1号認定/3~5歳、2号認定/3~5歳)

施設数:市内幼稚園3園(公立)・市内認定こども園9園(私立)・その他市外施設

■【当初計画】

			計画期間		
認定区分(年齢)	平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29年度	平 成 30年度	平 成 31年度
1号認定(3~5歳)(人)	675	669	641	643	609
教育利用希望の2号(人)	126	123	117	120	112
合計	801	792	758	763	721
確保方策(人)	1,013	1,082	1,092	1,088	1,092

■【実績】

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
園児童数(人)	724	685	671

■【見直しの必要性について】

区分	量の見込み (H28 年度計画値)	実績値 (H28 年度)	実績値÷量の見込
1号認定	792	685	86%

■【見直し案】

項目	平成30年度	平成31年度
園児童数(人)	658	641
確保方策	963	827

② 保育の実施/保育所・認定こども園(保育所部)

─(現 況)────

対象年齢:就学前児童(3号保育認定/0~2歳、2号保育認定/3~5歳)

施 設 数:保育所1園、認定こども園9か所(私立)

■【当初計画】

			計画期間		
認定区分(年齢)	平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29年度	平 成 30年度	平 成 31年度
3号認定(O歳)(人)	121	116	113	110	107
3号認定(1・2歳)(人)	384	364	355	344	335
2号認定(3~5歳)(人)	501	493	478	476	453
合計	1,006	973	946	930	895
確保方策(人)	1,262	1,264	1,245	1,239	1,236
3号認定(0歳)(人)	127	128	123	123	123
うち特定教育・保育(人)	122	123	118	118	118
うち小規模保育(人)	5	5	5	5	5
3号認定(1・2歳)(人)	438	440	437	433	433
うち特定教育・保育(人)	428	430	427	423	423
うち小規模保育(人)	10	10	10	10	10
2号認定(3~5歳)(人)	697	696	685	683	680

■【実績】

	計画期間				
認定区分(年齢)	平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29年度		
3号認定(0歳)(人)	110	129	126		
3号認定(1・2歳)(人)	385	397	442		
2号認定(3~5歳)(人)	598	639	673		
合計	1,093	1,165	1,241		

^{*}平成29年度実績は、平成30年1月1日を基準日とする。

■【見直しの必要性について】

区分		量の見込み (平成 28年度計画値)	実績値 (平成 28 年度)	実績値:量の見込み
2 号認定		493 (人)	639	130%
9 日. 歌 孛	0歳	116 (人)	129	111%
3号認定	1・2 歳	364 (人)	397	109%

■【見直し案】

	計画	期間
認定区分(年齢)	平 成 30年度	平 成 31年度
3号認定(0歳)(人)	122	119
3号認定(1・2歳)(人)	419	401
2号認定(3~5歳)(人)	625	608
合計	1,166	1,128
確保方策(人)	1,239	1,236
3号認定(0歳)(人)	123	123
うち特定教育・保育(人)	118	118
うち小規模保育(人)	5	5
3号認定(1・2歳)(人)	433	433
うち特定教育・保育(人)	423	423
うち小規模保育(人)	10	10
2号認定(3~5歳)(人)	683	680

(POINT) -

○認定区分ごとの確保方策の値は、量の見込みに基づいて算定しました。

◆地域子ども・子育て支援事業の見込み量・確保方策の見直し

子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項の規定により、市町村は、「基本指針」に即して、教育・保育とともに、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画を定めるものとされております。対象となる事業は、以下の事業となります。

11事業

利用者支援事業

子ども又はその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等

時間外(延長)保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の保育の実施

放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊びや生活 の場を提供

子育て短期支援事業

保護者が疾病等の理由により、家庭において児童の養育が困難になった場合に、児童 養護施設等において養育・保護

乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、養育環境の把握や情報提供等

養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等 に対する支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導や助言等

地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、相談、情報の提供や助言等

一時預かり事業

幼稚園や保育所において一時的に乳幼児を預かり、必要な保護を実施

病児・病後児保育事業

病児又は病後児について、保育所や病児保育室等で一時的に保育する又は児童の自宅 に訪問し保育する事業

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

乳幼児や小学生等の児童を有する保護者等を会員として、預かり等の希望者と援助することを希望する会員との相互援助活動に関する連絡・調整等

妊婦に対して健康診査を実施する事業

妊婦が定期的に行う健診費用を助成

●見直し対象事業について

<見直し対象事業> (下記表において★印記載の事業)

- 利用者支援事業
- ・子育て短期支援事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- •養育支援訪問事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・幼稚園における一時預かり事業
- ・上記以外の一時預かり事業 (就学前ファミリーサポート事業)
- ・ファミリーサポート事業 (就学児)
- 妊婦健康診査

		H28年度 見込	H28年度 実績	差引 (実績値 -量の見 込)	実績値 ÷量の 見込	備考	検討要
利用者支援事業	実施箇所数	2(ヶ所)	3	1	150%	母子保健型施設 設置。H31年度基本 型増設。	*
時間外(延 長) 保育 事業	利用児 童数	558 (人)	569	11	102%		
放課後児 童健全育 成事業	利用児童数	684 (人)	619	riangle 65	91%		
子育て 短期支援 事業	利用児童数	47 (人目)	121	74	257%		*
乳児家庭全戸訪問事業	件数	436 (件)	469	33	108%		*
養育支援 訪問事業	見込 人数	19 (人)	45	26	237%		*
地域子育 て支援拠 点事業	見込 人数	17,670 (人回)	30,583	12913	173%		*

幼稚園に おける一 時預かり 事業	利用 児童数	13,914 (人日)	6,042	△7872	43%	自主事業で行ってい る施設が多く把握が 困難。	*
	合計	1,659	1,781	122	107%		
上記以外 の一時預	一時 預かり	1,482 (人日)	1,675	193	113%		
かり事業	ファミ サポ (就学前)	177 (人目)	106	$\triangle 71$	60%		*
定旧 定然	合計	3,152 (人日)	3,092	△60	98%		
病児·病後 児保育 事業	体調不 良型		3,060				
争未	病児対 応型		32			平成 28 年度より施 設型・訪問型開始。	
ファミリ ーサポー ト事業(就 学児)	利用児童数	829 (人日)	158	$\triangle 671$	19%		*
妊婦健康 診査	件数	5 ,301 (人目)	5,816	515	110%		*

【見直し案の計算方法】

年齢別の人口変化率と最新の実績を利用し、平成30・31年の児童数等を再計算しました。

【参考】平成 28 年度を基準とした人口変化率

	H30	H31
0 歳	0.946	0.925
就学前	0.999	0.967
就学後	0.957	0.944
全体	0.977	0.955

① 利用者支援事業

施設増設

【事業内容】—

対象年齢: 就学前児童(0~5歳)をもつ保護者

内 容:公立保育所1園、認定こども園1園に開設しています。相談・援助な

どの活動を行っています。

また、平成28年度より1増設、平成31年度より1増設予定です。

■【当初推計】

	計画期間					
項目	平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29年度	平 成 30年度	平 成 31年度	
見込量(か所)	2	2	2	2	2	
確保方策 施設数(か所)	2	2	2	2	2	

■【実績】

		計画期間				
項目	平 成	平 成	平 成			
	27年度	28年度	29年度			
見込量(か所)	2	3	3			
確保方策 施設数(か所)	2	3	3			

^{*} 母子保健型で増設

■【見直し案】

	計画期間		
項目	平 成	平 成	
	30年度	31年度	
見込量(か所)	3	4	
確保方策 施設数(か所)	3	4	

(POINT) -

- ○平成28年度より、母子保健型で増設。
- ○平成31年度より、基本型にて増設予定。

② 時間外(延長)保育事業

見直し不要

【事業内容】 ——

対 象:2号認定(3歳~5歳)及び3号認定(0歳~2歳)の乳幼児

内 容:保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間に、

保育所・認定こども園等で保育を行います。

■【当初推計】

	計画期間					
項目	平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29年度	平 成 30年度	平 成 31年度	
見込量(人)	582	558	540	516	504	
確保方策(人)	680	680	680	680	680	
施設数	10	10	10	10	10	

■【実績】

		計画期間				
項目	平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29年度 (見込)			
見込量(人)	697	569	570			
施設数	10	10	10			

■【見直し案】

見直し不要

(POINT) -

○保育標準時間は1日11時間、保育短時間は1日8時間を超える利用について、 延長保育事業が適用されます。量に見合った事業量を確保します。

③ 放課後児童健全育成事業(あおぞら児童会)

見直し不要

-【事業内容】---

対 象:小学校1年生から小学6年生まで

内 容:保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に、

遊びや生活の場を提供して、児童の安全と心身の健全な育成を図りま

す。市内7小学校(14クラス)で実施。

利用時間:平日 放課後~午後6時、延長保育 午後6時~午後7時

土曜日 午前8時30分~午後6時

夏休み等長期休業 午前8時~午後6時、延長保育 午後6時~午後7時

■【当初推計】

	計画期間				
項目	平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29年度	平 成 30年度	平 成 31年度
1~3年生(人)	516	503	485	453	448
4~6年生(人)	186	181	174	163	161
合計	702	684	659	616	609
確保方策	702	702	702	702	702
施設数(か所)	7	7	7	7	7

■【実績】

計画期間 項目 平 成 平 成 平 成 27年度 28年度 29年度 1~3年生(人) 506 517 507 4~6年生(人) 69 112 146 合計 575 619 663 施設数(か所) 7 7 7

■【見直し案】 見直し不要

(POINT)

- ○平成27年度より小学校4年生から6年生までの児童も利用できるよう、年齢を拡充しました。平成27年度に羽衣、平成28年度に高石、平成29年度に清高のクラス数を増加し、すべての学校において2クラスを配置しました。
- ○平成28年度から、延長保育時間の実施(午後6時→午後7時)を行いました。
- ○平成 28 年度から、夏休み等長期休業中の保育時間の延長(午前 8 時 3 0 分→ 午前 8 時)を行いました。

④ 子育て短期支援事業

見直し

【事業内容】-

内 容:ショートステイ事業・・・保護者の疾病疲労、その他の身体上、精神

上又は環境上の理由により、家庭において子どもを養育することが一

次的に困難になった場合、7日以内の短期間の養育を行う事業

実施施設 : ショートステイ事業は、泉大津市・和泉市・岸和田市の児童養護施設

及び乳児院計6か所と契約して実施

■【当初推計】

	計画期間					
項目	平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29年度	平 成 30年度	平 成 31年度	
ショートステイ(人日)	49	47	45	43	42	
確保方策 ショートステイ(人日)	150	150	150	150	150	
施設数(か所)	6	6	6	6	6	

■【実績】

	計画期間				
項目	平 成 27年度	平 成 29年度 (見込)			
ショートステイ(人日)	86	121	121		
確保方策 ショートステイ(人日)	150	150	150		
施設数(か所)	6	6	5		

■【見直し案】

	計画	期間
項目	平 成 30年度	平 成 31年度
ショートステイ(人日)	118	115
確保方策 ショートステイ(人日)	見直し不要	
施設数(か所)		

(POINT)

- ○本事業は、一時預かり事業と類似の事業ですが、児童養護施設において実施するなど、児童の一時的な保護という側面が強い事業です。
- ○平成29年度は、1施設が工事中のため5 施設で実施中。

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)

見直し

【事業内容】_____

対 象:生後4か月までの乳児

内 容:生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に

関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

■【当初推計】

	計画期間				
項目	平成	平成	平成	平成	平成
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見込量(確保方策)(件)	453	436	423	412	403

■【実績】

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
件数(件)	457	469	453

■【見直し案】

	計画	期間
項目	平 成 30年度	平 成 31年度
見込量(確保方策)(件)	443	433

(POINT) -

- 育児相談や子育てに関する情報提供のみならず、家庭の養育環境を把握することも本事業の目的であり、訪問の結果、支援が必要な家庭には養育支援訪問事業につなげるなど、継続的な支援に努めます。
- ○母子健康手帳交付時に、本事業の周知に努めます。

⑥ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護 児童等に対する支援に資する事業 **見直し**

【事業内容】 ——

対 象:養育の支援が特に必要な家庭

内容:養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関す

る指導・助言等を行うとともに、要保護児童対策地域協議会のネット

ワークを活用しながら、当該家庭の適切な養育を支援します。

■【当初推計】

	計画期間				
項目	平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29年度	平 成 30年度	平 成 31年度
見込量(確保方策)(人)	19	19	18	17	17

■【実績】

	計画期間				
項 目	平 成 27年度	平 成 28年度	平成29年度		
見込量(確保方策)(人)	32	45	45		

■【見直し案】

	計画	期間
項目	平 成 30年度	平 成 31年度
見込量(確保方策)(人)	43	42

(POINT)

- ○乳児家庭全戸訪問事業をはじめ、母子保健事業、要保護児童対策地域協議会など、様々な経路を通じて、本事業による支援を必要としている対象家庭の把握と訪問相談に努めます。
- ○児童虐待の発生の予防、早期発見・早期対応を図るため、「子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)」の調整機関やネットワークを構成する関係機関の職員の専門性の資質向上及びネットワーク強化するとともに、養育支援訪問事業と連携します。

⑦ 地域子育て支援拠点事業

見直し

【事業内容】--

対象年齢: 就学前児童(0~5歳)及びその保護者

内 容:公立保育所1園、認定こども園2園で地域子育て支援センターを開

設しています。また、各保育所、認定こども園でも「園庭開放」や「育児教室」等、各公立幼稚園では未就園児と3歳児を対象とした「親子見学会」等を実施し、地域の子育て家庭を支援しています。また、各子育て関連施設のサービス内容やイベント等を把握し、「高石市あそびカレンダー」を発行し、ホームページ「たかいし子育てねっと」でイベント情報や子育て支援情報を配信しています。

■【当初推計】

	計画期間				
項目	平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29年度	平 成 30年度	平 成 31年度
見込量(人回)	18,430	17,670	17,100	16,430	15,960
確保方策 施設数(か所)	3	3	3	3	3

■【実績】

	計画期間				
項目	平 成	平 成	平成29年度		
	27年度	28年度	(見込)		
実績(人回)	24,445	30,583	30,600		
確保方策 施設数(か所)	3	4	4		

■【見直し案】

	計画期間		
項目	平 成 30年度	平 成 31年度	
見込み(人回)	30,552	29,573	
確保方策 施設数(か所)	4	5	

(POINT)

- ○既存の子育て支援拠点(地域子育て支援 センター)を活用し、家庭保育の保護者 及びその子どもに対して、子育て相談や 子育て関連情報の提供や交流の場の提供 等を行います。
- ○アプラ高石内において、平成28年12月に 子育て支援施設「HUGOOD」がオープ ンし、子育て相談等を行っております。

⑧ 一時預かり事業

施設増・一部見直し

【事業内容】———

対 象:1号認定及び2号認定(3歳~5歳)、その他0~5歳の乳幼児

内 容:家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児につい

て、主として昼間に、幼稚園、保育所、認定こども園、ファミリーサポートセンター、トワイライトステイなどの子育て関連事業におい

て、一時的に預かり、必要な保護を行います。

■【当初推計】幼稚園における預り保育

	計画期間					
項目	平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29年度	平 成 30年度	平 成 31年度	
1号認定(人日)	1,083	1,070	1,031	1,028	976	
2号認定(人日)	13,000	12,844	12,374	12,347	11,720	
合計(見込)	14,083	13,914	13,405	13,375	12,696	
確保方策 延人数(人日)	14,083	14,083	14,083	14,083	14,083	
施設数(か所)	3	3	3	3	3	

■【実績】幼稚園における預り保育

	計画期間				
項目	平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29年度 (見込)		
合計(見込)	1,248	6,042	6,040		
施設数(か所)	7	11	12		

■【見直し案】幼稚園における預り保育

	計画期間		
項目	平 成 30年度	平 成 31年度	
	30平皮	31年度	
合計(見込)	見直し不要		
施設数(か所)	11	10	

[POINT] _____

- ・自主事業で実施している施設が 多く把握が困難です。
- ・施設数に、認定こども園等も含めます。

■【当初推計】幼稚園における在園児対象の預かり保育以外の一時預かり

	計画期間				
項目	平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29年度	平 成 30年度	平 成 31年度
見込量延人数(人日)	1,713	1,659	1,608	1,583	1,521
一時預かり見込量(人日)	1,530	1,482	1,436	1,414	1,359
ファミサポ見込量(人日)	183	177	172	169	162
確保方策合計 延人数(人日)	1,801	1,801	1,801	1,801	1,801
一時預かり確保方策	1,582	1,582	1,582	1,582	1,582
施設数(か所)	4	4	4	4	4
ファミサポ確保方策	189	189	189	189	189
トワイライトステイ	30	30	30	30	30
施設数(か所)	3	3	3	3	3

■【実績】幼稚園における在園児対象の預かり保育以外の一時預かり

	計画期間				
項目	平 成 平 成 平 成 27年度 28年度 29年度 (見込)				
延人数(人日)	1,412	1,781	1,787		
一時預かり(人日)	1,325	1,675	1,680		
ファミサポ(人日)	87	106	107		
施設数(か所)	4	5	5		
ファミサポ確保方策	189	189	189		

■【見直し案】幼稚園における在園児対象の預かり保育以外の一時預かり

	計画	期間	
項目	平 成 30年度	平 成 31年度	
見込量延人数(人日)	目古し	不西	
一時預かり見込量(人日)	- 見直し不要 		
ファミサポ見込量(人日)	105	102	
確保方策合計 延人数(人日)	見直し不要		
一時預かり確保方策	九匠〇十女		
施設数(か所)	5		
ファミサポ確保方策			
トワイライトステイ	見直し不要		
施設数(か所)			

(POINT)

- ○幼稚園での預かり保育や在園児の一時預かり等の今後の利用ニーズを見極め ながら、既存施設での受け入れの対応を図ります。
- ○子育でに関する多様なニーズに対応するため、保育所、幼稚園、認定こども園、ファミリーサポートセンター、トワイライトステイなどの子育で関連事業のサービス内容を把握し、必要に応じて効果的に組み合わせて情報提供できるよう、コーディネート機能を強化します。

⑨ 病児・病後児保育事業

施設増

【事業内容】

対 象:【体調不良型】事業実施保育所、認定こども園に通園する子ども

【病児対応型】 施設型:満1歳から小学3年生まで

訪問型:生後6か月から小学6年生まで

内 容:児童が病気の際に、就労している等で保護者の保育が困難な場合に、

保育所・病児保育室において病気の児童を一時的に保育するほか、 保育中に体調不良となった児童への緊急対応並びに病気の児童の自

宅に訪問する事業

■【当初推計】

	計画期間				
項目	平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29年度	平 成 30年度	平 成 31年度
延人数(人日)	3,253	3,152	3,054	3,007	2,890
確保方策合計 延人数(人日)	2,500	3,200	3,200	3,200	3,200
うち病児・病後児対応型等 確保方策	0	700	700	700	700
事業所数(か所)	0	1	1	1	1
うち体調不良児対応型 確保方策	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
施設数(か所)	10	10	10	10	10

■【実績】

	計画期間				
項目	平成	平成	平成		
	27年度	28年度	29年度		
			(見込み)		
延人数(人日)	2,507	3,092	3180		
確保方策合計	2,500	3,200	3,200		
延人数(人日)	2,300	3,200	3,200		
うち病児・病後児対応型		700	700		
等確保方策	0	700	700		
事業所数(か所)	0	2	2		
うち体調不良児対応型	0.500	0.500	0.500		
確保方策	2,500	2,500	2,500		
施設数(か所)	10	10	10		

<実績延人数内訳>(人)

H27

体調不良型: 2,507

H28

体調不良型:3,060

病児対応 (施設型):26

病児対応(訪問型):6

H29(見込)

体調不良型:3,060

病児対応 (施設型):96

病児対応(訪問型):24

■【見直し案】

	計画	期間	
項 目	平 成 30年度	平 成 31年度	
延人数(人日)	33 1 12	51 1 Z	
確保方策合計 延人数(人日)	- 見直し不要		
うち病児・病後児対応型	7		
等確保方策			
事業所数(か所)	2	2	
うち体調不良児対応型			
確保方策	見直し	不要	
施設数(か所)			

(POINT) -

- ○体調不良児対応型の保育については、平成27年度すべての市内施設で実施しています。
- ○平成28年度より病児対応型(施設型・訪問型)を開始しております。児童が病気の際に、就労等の都合により保護者の保育が困難な場合、病児保育室において児童を一時的に保育する又は児童の自宅に訪問し保育します。

見直し

⑩ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 就学児

【事業内容】——

対象:依頼会員は、小学生の子どもを養育している保護者で、市内に在住又

は在勤の人が対象

内容: 育児の援助を受けたい人(依頼会員)と、育児の援助を行いたい人(提

供会員) が会員となって、育児について助け合う会員組織です。

※就学前児童については⑧一時預かり事業を参照

■【当初推計】

	計画期間				
項目	平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29年度	平 成 30年度	平 成 31年度
延人数(人日)	856	829	803	791	760
確保方策 延人数(人日)	885	885	885	885	885

■【実績】

	計画期間				
項目	平 成 平 成 平 成 27年度 28年度 29年度 (見込)				
延人数(人日)	277	158	156		

■【見直し案】

項目	計画期間		
	平 成 30年度	平 成 31年度	
延人数(人日)	151	149	

(POINT) —

- ○依頼会員と提供会員の確保のため、市広報・ホームページ等の活用や、幼稚園、 保育所、認定こども園といった教育・保育施設や、地域子育て支援センター、親 子サロンなどの地域子ども・子育て支援事業をはじめ、自治会での口コミなど 様々な媒体を活用して周知を図ります。
- ○提供会員に対する研修の実施により質の向上をめざします。

⑪ 妊婦に対して健康診査を実施する事業

見直し

【事業内容】 —

対 象:妊娠届出者

内 容:妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦健康診査用受診券を発行し

ます。

■【当初推計】

	計画期間				
項 目	平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29年度	平 成 30年度	平 成 31年度
見込量(確保方策)(人回)	5,529	5,301	5,130	4,902	4,788

■【実績】

	計画期間		
項 目	平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29年度 (見込)
			(元之)
実績(確保方策)(人回)	6,057	5,816	5,699

■【見直し案】

	計画期間		
項目	平 成 30年度	平 成 31年度	
見込量(確保方策)(人回)	5,501	5,379	

(POINT)

○妊婦健康診査に関する公費負担を引き続き行い、妊婦の健康管理の充実及び経済 的負担の軽減を図ることができるように支援します。

資料7



施策の報告について

TAKAISHI CITY

◆高石における施策の展開

高石市子ども・子育て支援事業計画では、次世代育成支援行動計画(後期計画)の評価結果や、ニーズ調査、パブリックコメントなどの意見を生かしながら、様々な子育て支援施策を展開しております。なお、計画期間中には、必要に応じて新たな事業も実施し、当該計画を推進します。

本計画においては、基本理念を「ひとにやさしい育みのまち高石」としています。基本理念の実現をめざし、5つの基本目標を設定し、基本目標のもとに子ども・子育て支援施策を推進します。

基本目標 基本施策 (1) 乳幼児期の教育・保育事業の充実 (2) 学校教育の充実 1 子どもの成長と (3) 多様な体験機会の提供 自立を支えるまち (4) 児童の健全育成 (5) 家庭や地域の教育力の向上 (1) 親と子の健康確保 2 親と子の健康を (2) 思春期保健対策の充実 守るまち (3) 小児救急医療体制の充実 基本理念 (1) 児童虐待防止対策等の充実 3 配慮を必要とする子ど (2) ひとり親家庭の自立支援の推進 ひとにやさしい もと家庭を支えるまち (3) 障がい児施策の充実 育みのまち高石 (4) 心の問題を抱える子ども等への 支援 (1) 多様な保育ニーズへの対応 (2) 地域子ども・子育て支援事業の充実 4 子育てと仕事、地域 (3) 地域における子育て支援のネット 生活を支えるまち ワークづくり (4) 子育てを大切にする職場環境づくり (1) 快適なまちづくりの整備 5親も子も安全・安心 (2) 交通安全教育の推進 に暮らせるまち (3) 防犯・防災対策の推進

施策の報告

新たな施策を行った事業や、事業を取り巻く社会的な状況に変化がある場合等を基準に 選択し、進捗状況の報告を行います。

① 確かな学力の向上【学校教育課】

- ・学力・学習状況調査等の結果を活用し、児童生徒の学力、学習状況を分析・検証し、 課題がみられる学校の改善に向けた取組みへの支援を行っています。
- ・各学校における学力向上の取組みを「学力向上大作戦」にまとめ、HPに公表、プランに基づいた取組みを推進しています。
- ・「早寝・早起き・朝ごはん」のリーフレットを配布し、望ましい生活習慣を啓発しています。
- ・全国学力・学習状況調査の点数が、小中学校ともに大阪府平均を上回ります。引き続き、各校が策定している「授業改善プラン」をもとに、授業改善の取組みを進めていきます。

② 安全・安心な学校教育環境の整備【学校教育課】

- ・学校防犯設備の整備については、I C タグを利用した学校防犯システムにより、児童の登下校の管理を行うことを通して、安全確保に努めています。I C タグの所持については、1年生の入学説明会での呼びかけを行い、所持率の向上に努めています。児童生徒の登下校の安全を確保するために、地域ボランティアによる見守り活動の計測実施、IC タグの所有率増加を行っていきます。また、各校における危機管理体制については、各種の危機管理マニュアルの整備、マニュアルに基づいた訓練等定期的な改善と研修に努めます。
- ・老朽化した給排水設備等の設備インフラの改修やトイレ改修や空調機増設など、順次整備を行い、快適な学校生活をおくれるように施設作りを行います。
- ・学校給食におけるアレルギー対応などについては、日常の点検と定期的な研修を行い、 日々の対応に努めます。

③ 放課後児童健全育成事業(あおぞら児童会)の充実【こども家庭課】 【事業の概要】

- ・小学校1年生から6年生までを対象に、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、遊びや生活の場を提供して、児童の安全と心身の健全な育成を図ります。
- ・現状市内 7 小学校(14 クラス)

【事業の進捗状況】

- ・羽衣あおぞら児童会増設(平成 27 年 9 月)、高石あおぞら児童会増設(平成 28 年 9 月)、清高あおぞら児童会増設(平成 29 年 4 月)
- ・延長保育時間の実施 午後6時→午後7時(平成28年4月より)
- ・夏休み等長期休業中の保育時間の延長 午前8時30分→午前8時(平成28年より)
- ・保護者の多様な就労形態や子どもの教育・保育事業についての多様なニーズに対応するため、柔軟かつ総合的な保育事業を推進するとともに、地域こども・子育て支援事業の見込量の計画的な達成に向けての取組を進め、質の確保を図ります。

④ 放課後子ども教室推進事業 (こども元気広場) の推進【社会教育課】

- ・市内7校の小学校において、こども元気広場を実施しています。活動内容としては教 室等で、絵本の読み聞かせ、囲碁、工作などを行っています。
- ・運動場や体育館では、サッカー、バスケットボール、太極拳などが地域のボランティアのもと実施されております。
- ・大阪府教育コミュニティづくり推進事業の中で、学び舎事業単独の枠組みはなくなりましたが、学ぶ意欲のある児童に対して学習活動の支援をするため、学習アドバイザーによる宿題のアドバイス及び国語、算数の教科学習を引き続き行っています。
- ・放課後や週末等に安全で安心な子どもの活動場所を確保するとともに、各校区内の各種団体などの参画、協力を得ながら、学習やスポーツ・文化活動など、地域住民との交流を図り、こども元気広場事業を推進してまいります。

⑤ 病児・病後児保育の推進【こども家庭課】

・平成28年度より病児対応型(施設型・訪問型)を開始しております。児童が病気の際に、 就労等の都合により保護者の保育が困難な場合、病児保育室において児童を一時的に保育 する又は児童の自宅に訪問し保育します。

⑥ 子育て世代包括支援事業【子育て支援課・地域包括ケア推進課】 <新規>

・地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の提供が行われるよう努めます。

⑦ 産前・産後サポート事業/産後ケア事業【地域包括ケア推進課】 <新規>

・妊産婦等が抱える妊娠、出産及び子育てに関する悩み等についての相談支援を行う産前産後サポート事業及び退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を行う産後ケア事業を平成29年度から実施し、妊娠から子育てまでの切れ目ない支援の充実を図り、子どもを産み、育てやすい体制の整備を図っています。

⑧ HUGOOD【子育て支援課・社会教育課】 <新規>

- ・高石市内では、公立保育所 1 か所、私立認定こども園 2 か所で地域子育て支援センターを開設しています。子育て支援センターでは、育児の不安等の電話相談及び情報提供を行っております。
- ・また、アプラ高石内において、平成 28 年 12 月に子育て支援施設「HUGOOD」がオープンし、子育て相談等を行っております。子育てに関する多様な相談に適切に対応するため、今後も各関係機関と連携のうえ、相談体制のさらなる充実をはかっていきます。

⑨ 福祉バス【高齢・障がい福祉課】

・平成29年8月1日から福祉バスを全面リニューアルし、これまでの2台体制から3台体制となり、ルートを見直した上で、運行曜日や便数を増やし、停留所も追加しました。これまで以上に安心・安全に妊婦や乳幼児を連れた方などが市内を移動できるようになりました。今後も継続的に市民の皆様のご意見を参考にしながら、さらに利便性の向上に努めます。